

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の78第1項」、「第68条の78第9項」又は「第68条の80」	10352	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を 超える場合に
航空機騒音障害区域の内から外への買換え		10532	は、同欄の金額)
(第2号イ又はロ該当) 航空機騒音障害区域の内から外への買換え		10533	
(第2号ハ該当) 既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地 等の買換え		10356	
(第3号該当) 所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物又は構築物への買換え		10405	
(第4号該当) 日本船舶から日本船舶への買換え (第5号該当)		10357	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第68条の79第8項において 準用する第68条の78第1項」 若しくは「第68条の79第9項 において準用する第68条の 78第9項」若しくは「第68条 の80」又は「平成29年旧措置 法第68条の79第8項におい で準用する平成29年旧措置 法第68条の78第1項」若しく は「平成29年旧措置法第68条 の79第9項において準用す る平成29年旧措置法第68条 の79第9項において準用す る平成29年旧措置法第68条 の78第9項」若しくは「平成 29年旧措置法第68条の80」	10540	

^{※ 「}第68条の78第9項」、「第68条の79第9項において準用する第68条の78第9項」又は「平成29年旧措置法第68条の79第9項において準用する平成29年旧措置法第68条の78第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

^{※ 「}第68条の80」又は「平成29年旧措置法第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合 が該当します。

[※] 区分番号「10540」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。 ただし、令和2年改正前震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は 必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地 等の内から外への買換え (第1号該当)	「第68条の79第1項」、「第68条の79第3項」又は「第68条の80」	10358	「37」欄の金額 (「39」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号イ又はロ該当)		10536	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第2号ハ該当)		10537	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地 等の買換え		10362	
(第3号該当)			
所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物又は構築物への買換え		10406	
(第4号該当)			
日本船舶から日本船舶への買換え		10363	
(第5号該当)			

^{※ 「}第68条の79第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

^{※ 「}第68条の80」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。